

第58回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和2年12月23日(水曜日) 午後2時～午後3時
- 2 場 所 県立図書館 イベントスペース
- 3 出席者 (委員) (敬称略) 足達郁也、内田智之、風間ふたば、岸いずみ、後藤聡、小林拓、小宮山稔、佐藤繁則、武田哲明、棚本佳秀、永井寛子、萩原雄二、花川因、平塚明美、平山公明、福地龍郎、村山力、望月一二、望月幹也、山下政樹、山本紘治、湯本光子、依田忠紀、渡辺節子、渡部美由紀

(事務局) 森林環境部次長、森林環境総務課長、環境・エネルギー課長、大気水質保全課長、環境整備課長、みどり自然課長、農業技術課長、森林環境総務課職員(6名)
- 4 傍聴者等の数 6名
- 5 次 第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議事
 - (4) その他(情報提供)
 - (5) 閉会
- 6 会議に付した事案の議題
 - 1 会長、副会長選出【公開】
 - 2 部会長、部会委員・専門委員の指名について【公開】
 - 3 審議事項
 - (1) 温泉法に基づく措置命令の発出について【公開】
その他(情報提供)
 - 1 4パーミル・イニシアチブ農産物ブランド化推進事業について
 - 2 太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について

7 議事の概要

1 開 会

- 司 会 ○ 定刻となりましたので、ただ今から、第58回山梨県環境保全審議会を
(安藤総括
課長補佐)
- 司 会 ○ 委員の皆様には、お忙しいところ御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。
- 司 会 ○ 私は、山梨県森林環境総務課 総括課長補佐の安藤と申します。本日は、
司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 司 会 ○ まず、はじめに委員の委嘱でございますが、委嘱状をお手元に配布させて
いただいておりますので、ご了承願います。
- 司 会 ○ つづきまして、出席状況について報告いたします。
本審議会の委員は30名です。
- 司 会 ○ 本日は、そのうち、25名の出席をいただいておりますので、過半数に達して
おりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定に
より本審議会が成立していることを御報告します。
- 司 会 ○ なお、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県
環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますの
で、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。
- 司 会 ○ また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議時間が短くなる
よう進行を務めさせていただきますので、御理解と御協力の程よろしく
お願いいたします。

2 あいさつ

部長あいさつ

- 司 会 ○ それでは、はじめに、前島 森林環境部次長から あいさつを申し上げ
ます。

次 長 ◆次長あいさつ◆

新委員紹介

司 会 ○ 続きまして、今期新たに就任されました委員の皆様を御紹介させていただきます。

司 会 ○ お手元の名簿をご覧ください。

公募により選任されました

内田 智之（うちだ ともゆき）委員 です。

山梨大学大学院 教授 の

福地 龍郎（ふくち たつろう）委員 です。

やまなし野鳥の会 理事 の

村山 力（むらやま ちから）委員

公募により選任されました

渡辺 節子（わたなべ せつこ）委員

以上、4名の委員が、新たに就任されました。

司 会 ○ 新任委員の皆様のご紹介は以上となります。

司 会 ○ 次に、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。
では、本日お配りしました資料ですが、

- ・ 資料1 本日の「次第」
- ・ 資料2 座席表
- ・ 資料3 第11期委員名簿
- ・ 資料4 第11期部会委員名簿
- ・ 審議事項(1)資料
- ・ 情報提供(1)資料
- ・ 情報提供(2)資料
- ・ 参考資料1 山梨県環境保全審議会の審議事項について
- ・ 参考資料2 山梨県環境保全審議会の概要について

以上の資料がお手元にございますでしょうか。

資料がない方はお申し出ください。

司 会 ○ また、議事録作成のため、会議内容については録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、ご発言の際はマイクを使用させていただきますようお願いします。

3 議 事

司 会 ○ それでは、議事に入ります。

3 (1) 会長、副会長の選出について

司 会 ○ まず、「会長の選出」を議題といたします。本来であれば、仮の議長を選出して議事を進めるところですが、司会の方で、議事を進行させていただきたいと思えます。

司 会 ○ 本審議会の会長の選出につきましては、「山梨県附属機関の設置に関する条例第5条」に基づき、委員の互選によることとなっております。ご提案がございましたら、お願いします。

委 員 ○ 第10期においても会長をされ、経験豊富な風間委員に引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。

司 会 ○ 風間ふたば委員を会長に、という御提案をいただきましたが、他に意見がございませうか。

◆意見なし◆

司 会 ○ 他に意見がございませうでした。風間ふたば委員を会長にという提案がありました、いかがでしょうか。よろしければ、拍手をもって御賛同をお願いします。

◆拍手◆

司 会 ○ ありがとうございます。それでは、ただいま選出されました、風間ふたば会長に、議長席にお移りいただき、一言、御挨拶をお願いします。

会 長 ◆風間ふたば会長 御挨拶◆

司 会 ○ ありがとうございます。本審議会の議長は、会長があたることとなっ

	ておりますので、これからの議事の進行は会長にお願いします。 風間会長、よろしくお願いします。
会 長	○ それでは、議事を進行させていただきます。
会 長	○ 「副会長」の選出についてですが、これについても委員の互選となっております。御提案がございましたら、お願いいたします。
委 員	○ 「会長一任」でいかがでしょうか。
会 長	○ 「会長一任」の御発言がございました。御異議ございませんでしょうか。
	◆異議なし◆
会 長	○ それでは、副会長の選任につきましては、御一任いただきましたので、指名させていただきます。
会 長	○ ご多忙のところ、大変恐縮でございますが、審議会の委員を長く務めておられている、湯本光子（ゆもと みつこ）委員に、副会長をお願いしたいと存じます。よろしければ、拍手をもって御賛同をお願いします。
	◆拍手◆
会 長	○ ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。
3（2）部会長、部会委員・専門委員の指名について	
会 長	○ 次に、部会についてですが、本審議会には、「鳥獣部会」、「温泉部会」、「廃棄物部会」、「地球温暖化対策部会」、「世界遺産景観保全部会」が設置されておりますが、部会の部会長、委員及び専門委員は、条例施行規則により会長が指名することとなっております。
会 長	○ 資料、部会委員名簿をご覧ください。
会 長	○ 鳥獣部会につきましては、部会長を ・山本 紘治（やまもと こうじ）委員 にお願いし、部会委員として、以下9名をお願いしたいと存じます。
会 長	○ 温泉部会につきましては、部会長を

会 長	○ 後藤 聡（ごとう さとし）委員 にお願いし、部会委員と専門委員として、私を含め以下10名にお願い したいと存じます。
会 長	○ 廃棄物部会につきましては、部会長を ・平山 公明（ひらやま きみあき）委員 にお願いし、部会委員と専門委員として、以下9名にお願いしたいと存 じます。
会 長	○ 地球温暖化対策部会につきましては、部会長を ・武田 哲明（たけだ てつあき）委員 にお願いし、部会委員と専門委員として、以下11名にお願いしたいと 存じます。
会 長	○ 世界遺産景観保全部会につきましては、部会長を ・石井 信行（いしい のぶゆき）委員 にお願いし、部会委員と専門委員として、以下5名にお願いしたいと存 じます。

3 (3) 審議事項

会 長	○ はじめに、審議事項（1）の「温泉法に基づく措置命令の発出につい て」を議題とします。これは、温泉法の規定に基づく審議事項です。
会 長	○ この件につきましては、12月10日に温泉部会が開催されました。 部会での審議結果について、温泉部会長から説明をお願いします。
温泉部会長	◆審議事項（1）資料により、温泉部会長が説明◆
大気水質保全課長	◆審議事項（1）資料により、大気水質保全課長が説明◆
会 長	○ 説明が終わりました。御質問、御意見がありましたらお願いします。
委 員	○ 命令の効力と言いますか、命令をもし聞かない場合は何か罰則規定があ るのですか。
大気水質保全課長	○ 法の規定では二つあり、一つ目が罰則として6ヶ月以下の懲役または 50万円以下の罰金という規定があります。もう一つは、動力の装置許 可の取消しと温泉利用許可の取消しができていることになっています。罰則

	<p>は告発して立件してもらう必要があるから、まず行政として法の規制でできることをする必要があるので、命令を守っていただけなかった場合は動力の装置許可の取消し、温泉利用許可の取消しを行わざるを得ないと考えております。そうした場合、温泉の利用ができなくなるわけで、温泉の利用ができなくなっても、温泉を利用しているとなった場合は、無許可利用ということで罰則の規定があるので、その適用を求めて告発を行わざるを得ないと思います。</p>
会 長	<p>○ それでは、審議事項（１）の「温泉法に基づく措置命令の発出について」は御異議ございませんか。</p> <p>◆異議なし◆</p>
会 長	<p>○ それでは、知事からの諮問に対し、当審議会として異議ない旨決定されましたので、そのように答申したいと思います。</p>
会 長	<p>○ それでは、本日の議事については、以上で終了いたします。委員の皆様には、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。</p>

4 その他

情報提供

司 会	<p>○ 風間会長には、議事の円滑な進行、ありがとうございました。</p>
司 会	<p>○ 続きまして、県から委員の皆様へ県の環境行政に関する情報提供をさせていただきます。本日は２件の事項がございます。</p>
司 会	<p>○ 情報提供（１）の「４パーミル・イニシアチブ農産物ブランド化推進事業について」を農業技術課長から説明いたします。</p>
農業技術課長	<p>◆情報提供（１）資料により、農業技術課長が説明◆</p>
司 会	<p>○ この件について、ご質問等がございますでしょうか。</p>
委 員	<p>○ 炭化に際して燃焼させると二酸化炭素を排出すると思いますので、温暖化を防ぐ半面また逆に二酸化炭素を出してしまうというトレードオフ状態になってしまうのではと懸念している。なぜそのようなことを言うかということ木質バイオマスについて、再生可能エネルギーとして反動的</p>

	<p>な動き、再生可能エネルギーとして認められないという動きもあるものですから、その辺を教えていただきたいというのが一つと、二つ目が、土壌の炭素量というのが多すぎると逆に作物の生育によくないという事例もあるので、その辺は例えば土地によってここは多いとか少ないとかデータが必要になってくるのではないかと思います。</p> <p>農業の分野で温暖化防止を進めるというのは非常に素晴らしいことで、こういうことにチャレンジすることはとても良いことなので、そういう課題をクリアにしていくことによって、グリーンウォッシュヤーと言われないような状況になると思うので、その辺を教えていただければと思います。</p>
<p>農業技術課長</p>	<p>○ 処理の方法で一番多いのは、それぞれの圃場で剪定枝を焼いて完全に灰にする方法で、これだと委員の先生の言うように大気中に二酸化炭素として出て行ってしまっている。他には剪定枝を細かく木質チップにして、土壌へ還元するという方法もあるが、こちらも長期間で見るといずれ分解して二酸化炭素として排出されてしまう。効果が全くないわけではないが、一番安定した方法として、炭化というものに着目をしている。</p> <p>炭化する際には当然全ての炭素分が炭になるわけではなく、一部は二酸化炭素として排出されてしまう。ただし国の方でも、炭の効果については、J-クレジットという制度でバイオ炭を新しい手法のひとつとして認めています。まだまだ炭化については課題がありますが、試験研究や国の力も借りて、より良い方向へ持っていきたいと思います。</p> <p>木質バイオマスと圧倒的に違うのは、運搬してどこか焼却施設で燃やすということではなくて、それぞれ個人の方で取り組みが出来て、一つの畑で完結するような、非常に取り組みやすいという利点もあるので、こういった利点を生かして今後取り組みの方を進めていきたいと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>○ 非常に素晴らしい取り組みで、山梨県の農産物等の推進には良いと思うが、やはり剪定枝というのは相当出ると思います。だから今、コメントがあったように施設の設置とか、そういうものが大切になる。個人農業をやっていると、たくさん不要なものが出ますが、基本的にはそれを土の中に入れ、有機肥料としてそのまま使っていくという点でも非常に良いと思います。あと、個人で無煙炭化器を使うのは大変なので、処理施設の整備をお願いしたい。その前に、やはり二酸化炭素の排出量は化石燃料によるものの影響のほうが非常に大きいので、その一項目を入れて、そちらの方も抑えていくという形をとったらいかがかと思いました。やはり温暖化を防ぐためには化石燃料による二酸化炭素による排出、それも今国の方でも取り組んでいるが、その内容を入れてもらいた</p>

農業技術課長	<p>いというのが希望。</p> <p>○ 貴重なご意見ありがとうございます。そういうことにも配慮しまして、今後の取り組みにも活かしていきたいと考えております。先ほど回答しそびれてしまったが、土壌中の炭素量の話だが、決して山梨県の土壌は炭素量が多くて不具合が出ているという状況ではないと考えている。なぜかという、その為に草生栽培をして有機質を入れて、炭素の量を増やしたり、あとは有機質の肥料を使って炭素を畑の中へ入れていますし、果樹試験場の方では10年、20年やっているが、土壌の炭素量がどう風に変化しているかという試験研究も行われていますので、そういうこともまた情報提供させていただきまして、深い理解を得ていきたい。</p>
委員	<p>○ もう一つお願いしたいのですが、やはり森林環境というものにも触れてもらいたい。森林が二酸化炭素の吸収をしてくれるので、そういう点で伐採とかに伴って剪定枝も相当出ると思います。今、太陽光発電の問題も出ているが、そういうものを含めて、森林を守るということをお願いしたい。</p>
森林環境総務課長	<p>○ 今、県では森林環境譲与税並びに森林環境税を利用し、森林の適正な間伐等を実施しています。適正な間伐をすることによって、森林が守り育てられ、適正な二酸化炭素の吸収が図られるので、引き続き農政部、環境、林政、一丸となって対応していきたい。</p>
委員	<p>○ 今回の取り組みは非常に素晴らしい事業だと思います。世界の取り組みに繋がった本県の特色あるオリジナルな取り組みで、それからブランド化によって農業の振興も図れる素晴らしい取り組みで是非進めていただきたい。審議会の冒頭でありましたが本県は日本に先駆けてCO2ゼロやまなしの実現という大きな目標を掲げた最初の県であります。地球温暖化実行計画の中に、森林吸収量をカウントしているので、できましたら、今回の農業の取り組みもカウントしていただいて、CO2ゼロやまなしの実現のためにどれだけ貢献するか、是非計画に入れ込んでいただければと思います。</p>
司会	<p>○ 続きまして、情報提供（2）の「太陽光発電事業に係る山梨県環境影響評価条例施行規則の改正について」を大気水質保全課長から説明いたします。</p>
大気水質保全課長	<p>◆情報提供（2）資料により、大気水質保全課長が説明◆</p>

司	会	○ この件について、ご質問等がございますでしょうか。
司	会	○ そのほか、全体を通して、委員の皆様からなにかございますでしょうか。
委 員	員	○ 山梨県の環境保全というものを審議するにはこの会は非常に重要な会だと思えます。やはり温暖化を始めとして非常に切迫した状況にあり、あと8年くらいで非常に危機的状況だとか、気候変動ネットワークでもあと4年くらいでなんとかしないと子どもたちが灼熱地獄の中で生きていけないとならなくなるという非常に危機感があります。山梨県には素晴らしい環境政策があって、昨年COP25においても、たくさんの取り組みの代表例として山梨県の事例が発表されたと聞いて、やはり先進的な取り組みを進めていくということが大事で、これからも進めてもらいたいです。同時に、県も企業も頑張っているとなると、後は一般市民の方への普及啓発が課題として残っているのではないかなと思っています。そのようなことも含めてSDGsという言葉も世界共通のワードとして使われるようになってきているので、その辺とタイアップしながら山梨県の事業を紹介することも大事なことだと思いますので、是非また検討していただきたい。
司	会	○ ご意見ありがとうございました。
司	会	○ 本日本日予定いたしました日程は、全て終了いたしました。委員の皆様には御審議、ありがとうございました。
5 閉 会		
司	会	○ 以上をもちまして「第58回山梨県環境保全審議会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。